

鏡石町農業委員会定例総会議事録

令和7年5月15日 鏡石町農業委員会第22回定例総会は、鏡石町勤労青少年ホーム会議室に招集された。

記

- 1 招集告示 令和7年 5月 9日 (金)
- 2 会 期 令和7年 5月15日 (木) 1日間
- 3 開閉の日時
開 会 令和7年 5月15日 (木) 午後1時28分
閉 会 令和7年 5月15日 (木) 午後1時57分
- 4 会議場所 鏡石町勤労青少年ホーム会議室
- 5 招集委員
農業委員
1番 大塚 光 法君 2番 根本 竜太郎君
3番 鵜沼 雅子君 4番 藤島 真理子君
5番 白澤 正君 6番 稲田 貴夫君
7番 面川 祐吉君 8番 円谷 一男君
9番 菊地 榮助君
農地利用最適化推進委員
2番 大河原 雄二君 3番 遠藤 昭栄君
4番 小貫 剛君 6番 稲田 孝君
8番 込山 信雄君
- 6 出席委員
農業委員
1番 大塚 光 法君 2番 根本 竜太郎君
3番 鵜沼 雅子君 4番 藤島 真理子君
5番 白澤 正君 6番 稲田 貴夫君
8番 円谷 一男君 9番 菊地 榮助君
農地利用最適化推進委員
2番 大河原 雄二君 4番 小貫 剛君
8番 込山 信雄君
- 7 欠席委員
農業委員
7番 面川 祐吉君
農地利用最適化推進委員
3番 遠藤 昭栄君 6番 稲田 孝君
- 8 職務のため会場に出席した事務局職員の職氏名
事務局長 佐藤 喜伸 会計年度任用職員 稲田 あずさ

9 会議に付した事件

- 議案第 1 号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第 2 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第 3 号 現況確認証明申請について
報告第 1 号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

開会 午後1時28分

事務局 定刻より少し早いですが、ただいまから第22回鏡石町農業委員会定例総会を開催いたします。

会議に先立ち、会長よりごあいさつを申し上げます。よろしく申し上げます。

会長 皆さんこんにちは。

本日は9時から羽鳥湖の用水路の水が出るという事で、本格的には午後から出ると改良区からメールがありました。そういう事でだんだん忙しくなるということでございます。忙しい中皆さん、お集りいただきありがとうございます。今日は議案が3件、報告が1件という事で、皆様にご審議いただきますので、よろしく願いいたします。

事務局 議事の進行については、鏡石町農業委員会会議規則によりまして、会長が議長を務めることになっております。

以降の議事の進行につきましては会長にお願いいたします。

議長 それでは、本日の会議を開きます。

欠席者については、「7番 面川 祐吉 委員」「3番 遠藤 昭栄 推進委員」「6番 稲田 孝 推進委員」です。

議長 次に、本日の議事録署名委員でございますが、議長より指名することに御異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がないようですので、議事録署名委員を議長より指名いたします。

「2番 根本 竜太郎 委員」「4番 藤島 真理子 委員」の両名を議事録署名委員に指名いたします。

議長 それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

申請件数は2件になります。

事務局 番号1 豊田地区において田の3筆、同じく豊田地区畑の1筆、合計4筆
となっております。単価につきましては、10aあたり、105万8710円
という事で、こちらにつきましては、総額440万円で購入という申請でござ
いましたので、10平方メートルあたりの金額に訂正しております。申請事由
につきましては、それぞれ規模拡大、規模縮小となっております。

番号2 東町地区において、田の3筆、単価については無償となっております
ます。申請事由は経営移譲による申請でございます。
詳細な地番、位置図については記載のとおりでございます。
以上で説明を終了します。

議長 議案第1号について、説明が終わりました。
ここで地元委員より意見を求めます。
8番 込山推進委員

込山
推進委員 議案第1号 番号1についての現地確認は、5月8日(木)私のほか、白
澤委員と実施しました。
現地では申請人の代理人の行政書士と面会し、今回の申請以前から耕作を
していたが、農地を手放すため、そのまま譲受人が農地を買い入れる内容であ
ることを聞き取り、所有権移転に間違いがないことを確認しました。
以上、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 続いて、番号4番 藤島委員

藤島委員 議案第1号 番号2についての現地確認は、5月8日(木)私のほか遠藤
推進委員と実施しました。
現地では、申請人の代理人の行政書士に内容を確認し、経営移譲のための
所有権移転に間違いがないことを確認しました。
以上、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは、質疑に入らせていただきます。
発言のある方は挙手願います。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・意見がないようですので、議案第1号 農地法第3条第1項の規定
による許可申請について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員ですので、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申
請については、許可することに決定しました。

議長 暫時、休議します。

(休議 13時37分)
(開議 13時38分)

| | |
|----------------|---|
| 議 長 | 休議前に引き続き、会議を開きます。 |
| 議 長 | 次に議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、 を議題といたします。事務局の説明を求めます。 |
| 事 務 局 | 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、 をご説明いたします。 申請は全部で2件ございます。 番号1 笠石地区において、田の1筆です。権利の種類につきましては所有権移転でございます。申請事由は太陽光発電になります。転用時期は許可日から令和7年9月30日までです。農地区分は第2種農地、都市計画法の該当条項は市街化調整区域となっております。 続いて番号2 鏡沼地区において畑の2筆です。権利の種類は所有権移転の、申請事由は太陽光発電、転用時期が許可日から令和7年8月31日となっております。農地区分は第2種農地、都市計画法の該当条項は市街化調整区域となっております。 詳細な地番、位置図、意見書については記載のとおりでございます。 以上で説明を終了します。 |
| 議 長 | 議案第2号について説明が終わりました。 ここで地元委員の意見を求めます。 4番 小貫推進委員 |
| 小 貫 推 進 委 員 | 議案第2号 番号1についての現地確認は、5月8日（木）私のほか、藤島委員と実施しました。 申請人の代理人の行政書士と面会し、太陽光発電設備のための農地転用について、説明を受けました。 現地は周辺で営農されているものの集団的に営農しておらず、また道路に面しており、この転用に係る農地への影響はないと判断しました。 以上、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。 |
| 議 長 | 続いて、6番 稲田委員 |
| 稲 田 委 員 | 議案第2号 番号2についての現地確認は、5月8日（木）私のほか、稲田推進委員と実施しました。 申請人の代理人の行政書士と面会し、太陽光発電設備のための農地転用について、説明を受けました。 現地は周辺で営農されているものの集団的に営農しておらず、また線路に面しており、この転用に係る農地への影響はないと判断しました。 以上、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。 |
| 議 長 | それでは、質疑に入らせていただきます。 発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑・意見なし) |

議長 質疑・意見がないようですので、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可適当と決定することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可適当と決定しました。

議長 次に議案第3号 現況確認証明申請について、
を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号 現況確認証明申請についてご説明いたします。
今回、全部で2件の申請がございます。

番号1 小栗山地区において、田の1筆となります。現況非農地の理由としまして、申請人の父が昭和60年に贈与により取得し作付けしていたが高齢化や人手不足などを原因として耕作しなくなった。父が亡くなり相続した母も令和6年に亡くなり申請人が相続したが現地を離れて暮らしており、非農地化した時期等の詳細については承知していないという理由でございます。

続いて番号2 小栗山地区において、畑の2筆となります。現況非農地の理由としましては、申請人は平成4年に贈与により取得し作付けしていたが、2筆に挟まれた農地が耕作しなくなったことや、他の所有農地と離れていることなどを原因として徐々に耕作しなくなった。最近のことではないため、詳細な時期については特定できないという事でございます。

詳細な、地目、地番、位置図については記載のとおりでございます。
事務局からの説明は以上でございます。

議長 議案第3号について、説明が終わりました。
ここで地元委員より意見を求めます。
2番 大河原推進委員

大河原推進委員 議案第3号 番号1及び番号2についての現地確認は、5月8日(木)私のほか、菊地会長、藤島委員、事務局の5名で実施しました。
現地は、原野化しており、農地として戻すのは困難であることを確認しました。
以上、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは、質疑に入らせていただきます。
発言のある方は挙手願います。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・意見がないようですので、議案第3号 現況確認証明申請について、番号1及び番号2の農地については非農地と判断することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、議案第3号 現況確認証明申請については、番号1及び番号2の農地については非農地と判断することに決定しました。

議 長 次に報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてご説明いたします。
2件の申請がございました。
番号1 鏡沼地区において田の1筆です。目的が宅地分譲です。施設の概要については、幅4cmの取り付け道路を設けて4区画の宅地造成。30cm程度の盛土、整地するものでございます。用途区分、第一種住居地域、開発行為非該当です。
続いて番号2 鏡沼地区において田の2筆です。目的は資材置場となります。転用計画としましては、30cm程度の盛土、整地し砂利敷きとするものでございます。用途区分に関しましては第一種住居地域、開発行為非該当です。
詳細な地番、面積、位置図については記載のとおりです。
事務局からは以上でございます。

議 長 報告第1号について、説明が終わりました。
報告第1号について、報告のとおりこれを承認することに御異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 御異議がないようですので、報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出については、報告のとおりこれを承認することに決定しました。

議 長 その他の件について、委員のみなさんから御発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議 長 ないようですので、以上をもちまして、鏡石町農業委員会第22回定例総会を閉会といたします。

閉会 午後 1 時 57 分

この会議録は、農業委員会事務局 会計任用職員 稲田 あずさ が記録した物であるが、
内容に相違ないことを証明するため、ここに署名押印する

鏡石町農業委員会会長 印

署名委員 2番 印

署名委員 4番 印